スルガカードローン取引規定

SMBCコンシューマーファイナンス株式会社の保証に基づき、スルガ銀行株式会社(以下、「銀行」という。)と行う、カードローン取引(以下、「この取引」という。)は、次のとおりとします。

第1条 契約の成立

この取引の契約は、銀行所定の方法により申し込み、銀行が審査を行い適当と認めて契約応諾を通知することにより成立します。

第2条 取引方法

- 1. 「この取引」は、銀行イービジネスダイレクト支店のみで開設することができます。
- 2.「この取引」における当座勘定取引とは、カードローン規定に規定する現金自動預入支払機の利用による当座勘定の入出金、および第3条による自動融資だけとし、小切手、手形の振出、または、引受けはいたしません。
- 3. この取引における当座貸越借入れは、第2項の取引により発生するものとします。
- 4. 当座勘定への入金は、直ちに資金化できるもの(通貨、または他預金からの振替など)に限るものとします。

第3条 自動融資

カードローン申込書(以下、「ローン申込書」という。)により届出た指定預金口座が、口座振替出金等のため資金不足となったとき、その不足相当額を当座勘定から自動的に出金します。これを自動融資といいます。ただし、指定預金口座の資金不足が、第7条、第8条の返済による場合を除きます。自動融資により当座勘定から出金する場合には、カードの呈示、または銀行所定の請求書の提出は不要とします。

第4条 貸越極度額

- 1. 貸越極度額は契約応諾の通知の際に確定させます。なお銀行がやむを得ないものと認めて極度額を超えてお客さまに当座貸越を行った場合にも、この規定の各条項が適用されるものとします。
- 2. 銀行は第1項にかかわらず、この取引の当座貸越極度額を変更できるものとします。この場合銀行は、変更後の貸越極度額および変更日をお客さまに通知するものとします。

第5条 取引期間

- 1. お客さまがこの取引に基づき当該ローンカードを使用して当座貸越を受けられる期間(以下、単に「カード取引期間」という。)は、契約成立日からその1年後の応答月の末日までとします。ただし、期間満了日までに銀行からお客さまに期限を延長しない旨の申し出がない場合には、カード取引期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- 2. 銀行が第1項の期間延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたときに、直ちにこれ に応じるものとします。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれ のあるときは、銀行からの請求がなくても直ちに 報告してください。
- 3. 期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次による こととします。
 - (1) 期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越はうけられません。
 - (2) 貸越元利金はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当 然に解約されるものとします。
 - (3) 期間満了日に貸越元利金がない場合は期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。

第6条 貸越金利息等

1. 貸越金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円とし、毎月1日(銀行休業日の場合は 翌営業日)に銀行所定の利率または銀行が特にお客さまに対して適用する優遇利率によって計算します。

利息の計算は、平年うるう年に関係なく、毎日の貸越最終残高の合計額×利率×365の算式により 行うものとします。

- 2. 利息は第7条による定例返済に含めて支払うものとします。
- 3. 貸越利率は銀行の定める基準利率を基準として基準利率の変更に伴って、引き上げ、または引き下げることができるものとします。
- 4. 本取引規定にしたがって、銀行は、銀行所定の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものと します。
- 5. 銀行が特にお客さまに対して優遇利率を適用した場合には、銀行は、銀行の店頭または現金自動預入 支払機に掲示することなく、またお客さまに対して通知することなく、いつでもその優遇利率を変更 し、または優遇利率の適用を中止することができるものとします。
- 6. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、年19.50%(365日の日割計算)とします。

第7条 定例返済

1. お客さまは、 毎月1日(銀行休業日の場合は翌営業日。以下、「定例返済日」という。)に前月10日(銀行休業日の場合は翌営業日、また期間満了後の場合は期間満了日)現在の当座貸越残高(以下、「基準日の貸越残高」という。)に応じて、次のとおり返済するものとします。

定例返済 (毎月10日現在の貸越残高) 当月の返済額

1万円未満の場合 前月10日現在の貸越残高+利息・遅延損害金

1万円以上50万円以下 1万円 50万円超100万円以下 2万円 100万円超200万円以下 3万円 200万円超300万円以下 4万円

- 2. 前月11日以降定例返済日前日までの間に随時弁済したことによって、定例返済日前日の当座貸越残高が第1項に定める返済金額未満となった場合には第1項の規定にかかわらず、お客さまは定例返済日前日現在における当座貸越残高の金額、および利息・遅延損害金を返済するものとします。
- 3. 利息・遅延損害金の合計額が第1項に定める返済金額を超過する場合は、利息・遅延損害金の合計額を返済額とします。
- 4. 定例返済金の充当の順序は、①遅延損害金、 ②利息、③元本とします。

第8条 自動引き落とし

第7条による返済は自動引落しの方法によることとし、お客さまは、ローン申込書において別途指定した返済用預金口座(以下、「返済用預金口座」という。)に毎月定例返済日までに返済金相当額を入金するものとし、銀行は定例返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ、返済にあてるものとします。また、万一入金が遅延した場合には、入金後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が返済金相当額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いは行わないものとします。

第9条 随時返済

- 1. 第7条による定例返済のほかに随時に任意の金額を返済できるものとします。
- 2. 随時返済は、第8条の自動引落しによらず直接銀行の店頭または現金自動預入支払機において行います。
- 3. 第2項の随時返済は、当座貸越期限内にいつでも銀行本支店の窓口で、現金、小切手、振込等により、または銀行本支店の現金自動預入支払機で、現金、振込等により、自由に当座貸越借入金の返済をすることができます。なお、返済金額は当座貸越借入金の範囲内といたします。
- 4. 定例返済が遅延している当座貸越口座への入金については、入金額が遅延金合計額に満たない場合 は全額「返済用預金口座」に入金することとし、入金額が遅延金合計額を超える場合は遅延金合計額

を「返済用預金口座」に入金し、残額は随時返済とします。ただし、「返済用預金口座」から当座貸 越口座への遅延金の返済は、1か月単位の金額といたします。

第10条 カード再発行手数料の引き落とし

この取引で、カード紛失・盗難などによるカード再発行の手数料費用は、銀行所定の日、方法によりローン申込書記載の返済用預金口座から普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、引き落しのうえその支払にあてるものとします。

第11条 期限の利益の喪失

- 1. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくともこの取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い直ちに債務を弁済します。
 - (1) 第7条および第8条に定める返済金の支払を遅延し、1か月後の返済日にいたるも支払わなかったとき
 - (2) 支払の停止または、破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 預金その他の銀行に対する債務について仮差押え、保全差押えまたは、差押えの命令、通知が 発送されたとき
 - (5) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、銀行においてお客さまの 所在が不明になったとき
 - (6) 相続が開始し、銀行が合理的な努力により調査したにもかかわらず相続人がみつからないとき
- 2. 次の各号の場合には、銀行の請求によってこの取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い直ちに債務を弁済します。
 - (1)銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき
 - (2) この取引規定の一つでも違反したとき
 - (3) この取引に関し銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
 - (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第12条 貸越の中止

- 1. 第6条の利息の支払および第7条に定める返済が遅延している場合、または第11条によりこの取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を受けることができないものとします。
- 2. 第1項のほか金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第13条 解約

- 1. お客さまはいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、お客さまは銀行所定の書面により取引店に通知し、直ちに本取引による債務を全額弁済します。
- 2. 第11条の各号の事由があるときは、銀行はいつでもこの取引を解約することができるものとします。
- 3. 第2項によりこの取引が解約された場合は、直ちにカードを返却し、この取引による債務を直ちに全額弁済します。

第14条 保証会社を含む保証人に関する特約

- 1. お客さまは、銀行が保証会社を含む保証人およびその包括承継人または債務を引き受けた者の一部に対して、履行の請求を行った場合は、お客さまにも請求の効力が及ぶことに予め同意します。
- 2. お客さまは、保証会社を含む保証人(お客さまの委託を受けていない保証人を含みます。)から銀行に対して請求があったときは、銀行が、保証人に対し、民法458条の2所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額)を提供すること

に予め同意するものとします。

第15条 成年後見人等の届出

- 1. お客さまについて家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、ただちに成年 後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出します。また、お客さまの補助人・保 佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様銀行 に届け出します。
- 2. お客さまについて家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、ただちに任 意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届け出します。
- 3. お客さまもしくはお客さまの補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始しているとき、または、家庭裁判所の審判により、お客さまについて任意後見監督人の選任がなされているときにも、前二項と同様に、ただちに書面により銀行に届け出します。
- 4. 前三項の届出内容に取消または変更が生じたときにも同様に、ただちに書面により銀行に届出します。
- 5. 前四項の届出前に、銀行が各届出前の状況を前提として手続きを行った場合には、それにより生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第16条 個人情報の取り扱いに関する同意

私は別途定めのある「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容に同意します。

第17条 取引規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、銀行は、変更内容について銀行ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

第18条 反社会的勢力の排除

- 1. お客さままたは保証人は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって するなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. お客さままたは保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行なわないことを確約するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害 する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. お客さままたは保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号の

いずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると銀行が判断した場合には、銀行からの請求によってお客さまは銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。また銀行は、お客さまに通知することなく一切の取引を停止し、お客さまに通知のうえで本契約を含む一切の契約等を解約できるものとします。

- 4. 前項の規定により、お客さまに損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしないものとします。 また、銀行に損害が生じたときは、お客さままたは保証人がその責任を負います。
- 5. 第3項および第4項の規定により、債務が完済されたときに、本規定は失効するものとします。

第19条 合意管轄

この取引に関して訴訟その他法的手続きの必要が生じたときには、銀行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上(2020年4月1日改訂)